

土壌の汚染、水質汚濁に係る環境基準等の変更について

平成28年3月29日に「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」、「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」が告示されました。また、平成28年3月24日に「土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令」が公布され、クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)が特定有害物質に追加されました。これらの改正が平成29年4月1日付けで施行されます。

主な変更点

土壌の汚染に係る環境基準 (平成3年環境庁告示第46号)	⇒	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)を設定 (基準値:0.002mg/L以下) 1,4-ジオキサンを設定 (基準値:0.05mg/L以下)
地下水の水質汚濁に係る環境基準 (平成9年環境庁告示第10号)	⇒	塩化ビニルモノマーの項目名をクロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)に変更 ※この変更と同様に一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準についても同様の名称変更が平成29年4月1日付で施行されます。
土壌汚染対策法基準 (平成14年環境省令第29号)	⇒	土壌溶出量基準値 0.002mg/L以下 地下水基準値 0.002mg/L以下 第二溶出量基準値 0.02mg/L以下

土壌汚染対策法においてクロロエチレンの有害物質への追加に伴う運用について

土壌汚染対策法においてクロロエチレンの特定有害物質への追加は、土壌汚染状況調査の義務が発生した時点で調査対象とするかどうか判断されます。

平成29年3月31日以前に対策が講じられた土地を含め、平成29年4月1日以降に法に基づく手続に新たに着手する場合は、クロロエチレンが調査対象となります。

また、平成29年4月1日以降にクロロエチレンの土壌汚染が明らかであり、かつ地下水飲用等により人の健康に係る被害を生ずるおそれがある場合、都道府県知事が土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査をさせ、その結果を報告することを命じることができる事についても注意が必要です。

この他、クロロエチレンによる汚染土壌の除去、浄化、運搬等の処理についても情報が提供されております。詳しくは下記URLをご参照ください。

環境省 報道発表資料(<http://www.env.go.jp/press/102349.html>)



ご不明な点等ございましたら、弊社担当者まで御連絡下さい。迅速丁寧に御対応させていただきます。



◇企画・製作◇
東洋環境分析センター
企画・販促委員会

<http://www.let-toyokankyo.com>

弊社ブログ更新中です!
是非ご覧下さい!

